

浜田市企業職員の給与支給規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市上下水道事業管理規程第 2 号

浜田市企業職員の給与支給規程の一部を改正する規程

浜田市企業職員の給与支給規程（平成 17 年浜田市水道事業管理規程第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「の種類及び支給額」を削り、同項に次の 1 号を加える。

(3) 災害応急作業等従事手当

第 4 条第 2 項中「1 日につき 70 円を支給する」を「支給するものとし、その額は、1 日につき 70 円とする」に改め、同条第 3 項中「ときに 1 回につき 200 円を支給する」を「とき（災害応急作業等従事手当を支給する作業に従事したときを除く。）に支給するものとし、その額は、1 回につき 200 円とする」に改め、同条に次の 2 項を加える。

4 災害応急作業等従事手当は、職員が次の各号に掲げる作業のいずれかに従事したときに支給するものとし、その額は、1 日につき当該作業の区分に応じ当該各号に定める額（大規模な災害として水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が認める災害に係る作業に従事した場合にあっては、1,080 円）とする。

(1) 異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある上下水道施設（以下「対象現場」という。）において行う巡回監視 710 円

(2) 対象現場における重大な災害が発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査 1,080 円

(3) 第 1 号に規定する巡回監視に相当すると管理者が認める作業 710 円

(4) 第 2 号に規定する応急作業又は調査に相当すると管理者が認める作業 1,080 円

5 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる作業における災害応急作業等従事手当の額は、それぞれ当該各号に定める額（同一の日において当該各号に掲げる作業のいずれにも該当するときは、第 2 号に定める額）とする。

(1) 日没時から日出時までの間において行われた作業 前項に定める額にその 100 分の 50 に相当する額を加算した額

(2) 管理者が著しく危険であると認める区域で行われた作業 前項に定める額にその 100 分の 100 に相当する額を加算した額

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の第 4 条第 1 項第 3 号、第 3 項ただし書、第 4 項及び第 5 項の規定は、令和 6 年 1 月 1 日以後に発生した災害について適用する。